

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文化芸術がもたらす感動は、人々の感性を豊かにし、創造性を育み、生きる喜びを創出します。人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う広がり、心豊かな社会を形成します。

本市では、地域における文化芸術の振興を図ることを目的として、令和5年3月に「鴻巣市文化芸術振興基本条例」を制定しました。

条例では、基本理念、市の責務と市民及び団体等の役割等の基本的事項とともに、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための「文化芸術振興基本計画」を策定することが定められています。

文化芸術がもたらす価値は無限であり、未来を担うこどもたちが夢を描き、市民一人ひとりが自らの輝きを開花させる源泉となります。市民が優れた文化芸術に親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、本市における文化芸術振興のための基本的な方針をまとめた「鴻巣市文化芸術振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本市においては、「第6次鴻巣市総合振興計画」「鴻巣市教育大綱」「第3期鴻巣市教育振興基本計画」に基づき、文化芸術に関する施策に取り組んできました。

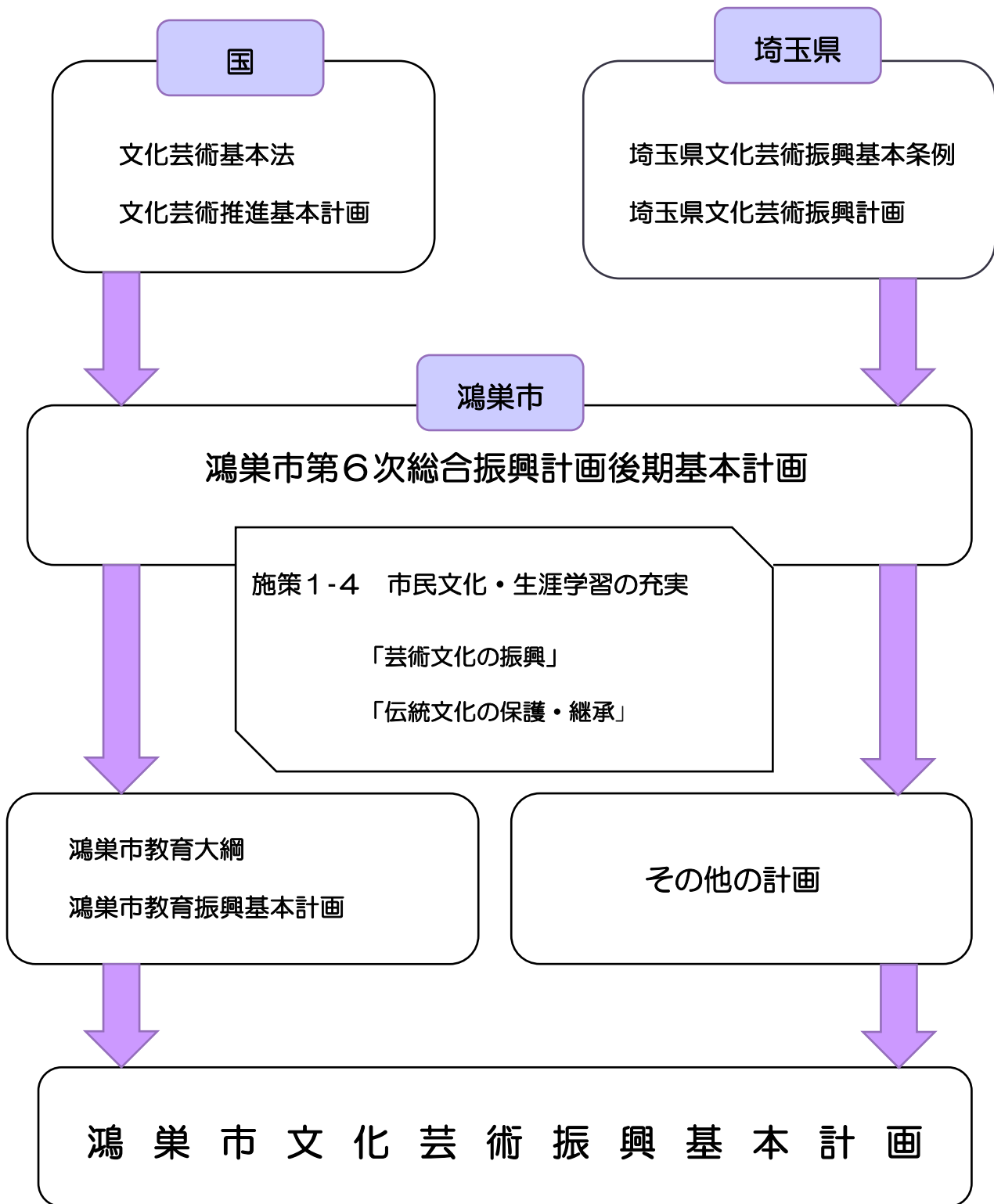
「第6次鴻巣市総合振興計画」では、「施策1－4 市民文化・生涯学習の充実」を実現する手段として、「芸術文化の振興」「伝統文化の保護・継承」の2事業が設定されています。

「鴻巣市教育大綱」では、6つの基本方針のうちの一つとして「未来につながる市民文化の振興と交流の促進」が掲げられています。

また、「第4期鴻巣市教育振興基本計画」（案）では、8つの施策のうちの一つに「文化芸術の振興と伝統文化の継承」が示され、現状と課題、施策の方向性、主な取組についてまとめられています。

本計画は、「第6次鴻巣市総合振興計画」を最上位計画とする個別計画の一つに位置付けられます。国や県が制定する法律等との整合を図りつつ、文化芸術振興の推進を目指します。

計画の位置付け



3 計画の期間（他の計画との関連）

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
総合振興計画	第6次総合振興計画 (H29～R8)			第7次総合振興計画 (R9～)					
教育大綱									
教育振興基本計画		第4期教育振興基本計画					第5期教育振興基本計画		
文化芸術振興計画		R7～R16							
（前期）		前期（R7～R11）							
（後期）								後期（R12～R16）	

文化芸術の振興は、市や市民、関係団体との協力や連携など、総合的かつ長期的な計画、方針の策定が重要であるとの考えから、鴻巣市文化芸術振興基本計画についても、一定期間の事業継続による効果の検証が重要と考えております。

同様の考えから、国が策定した「文化芸術推進計画」や埼玉県が策定している「埼玉県文化芸術振興計画」においても5年間の計画期間を定め進めている状況です。

また、「第6次鴻巣市総合振興計画」や「教育大綱」「教育振興基本計画」においても、前期、後期5年間ごとの10年間の計画期間としており、関連する諸計画との整合性を図ることからも、本計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

計画期間を前期、後期の5年ごとに分けることで、時代や社会状況の変化に対応できるよう、必要に応じて計画の効果検証、見直し等を行ってまいります。

4 文化芸術の範囲

本計画が対象とする「文化芸術」は、文化芸術基本法との整合性を踏まえ、以下のような範囲を基本としつつ、市民や地域の特徴的な活動も幅広く捉え計画を推進します。

（参考）国の文化芸術基本法における「文化芸術」の範囲

芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝 統 芸 能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生 活 文 化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国 民 娯 楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出 版 物 等	出版物及びレコード等
文 化 財 等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 文 化 芸 術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能